

長崎市地域おこし協力隊

募集要項

はじめに

長崎市は豊かな自然や、文化などの地域資源を活かして長崎市内の南部地区の活性化を図るために、地域の方々や行政と一緒に地域おこし活動業務に従事し、ひいては長崎市内で起業・事業承継又は就業し、定住していただける意欲あふれる方を募集いたします。

1 活動地域／募集人数

(1) 伊王島地区 1名

(2) 野母崎地区 1名

※ 希望する地区を選んでください

※ 地区の概要については、15、16ページをご参照ください。

2 応募要件

【共通応募条件】

以下のすべての項目に該当する方

(1) 長崎市の過疎地域等の活性化に意欲があり、心身ともに健康な方。

(2) 活動地区に居住し、住民とのコミュニケーションを図り、信頼関係の構築に向けて積極的に活動（自治会活動などの地域活動）ができる方

(3) 応募時点で3大都市圏をはじめとする都市地域（離島振興法（昭和28年法律第72号）、奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）若しくは沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）に指定されていない地域）に在住している方、又は長崎市以外で地域おこし協力隊員として2年以上活動し、かつ解嘱（業務委託終了）後1年以内の方

(4) 長崎市が行う選考において合格した場合、業務開始までに各活動地区に住民登録を移し居住できる方（各地区へ住民登録を移した後に住民票を提出していただきます。）ただし、活動地区内に住居を確保できない場合、令和9年3月31日までに活動地区へ住民登録を行い居住することを条件に、市内の他の過疎対策指定地域（三和地区、香焼地区等）への一時的な居住も可とします。

(5) 普通自動車免許を有している方

- (6) パソコン（ワード、エクセル、パワーポイントなど）の一般的な操作、SNSによる情報発信ができる方
- (7) 地域おこし協力隊としての業務委託契約（最長令和 11 年9月 30 日まで ※契約更新の場合）終了後に長崎市内で起業又は就業し、定住する意思のある方
- (8) 次のいずれにも該当しない方
- ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められる
 - イ 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる
 - ウ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる
 - エ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる

3 課題及び業務概要

(1) 伊王島地区

ア 【目指す姿】

『住みたい 行きたい つながりたい みんなが大好き伊王島』

(ア) 子どもからお年寄りまで楽しめるまち

子供から高齢者まで、気楽に参加できるイベントの創出。伊王島朝市でのフリマ開催など。

(イ) 自然は残しつつ 安心安全に住み続けられるまち

旧小学校の校舎跡地活用や、海の環境保全活動、有害鳥獣対策を行ない農作物被害や生活環境被害を減らす。

(ウ) のんびり走ろう伊王島

交通網の維持、交通マナーの向上など。

(エ) 誰もが知っている伊王島をつくろう

史跡・名勝を整備し、観光スポットや歴史をまとめたマップ作成及び SNS の情報発信を行うことで、地元産品を販売する機会を創出し、地域経済の好循環を生み出す。

イ 【地域が抱える課題】

(ア) 人口減少と高齢化

- ・ 人口減少と高齢化による自治会、コミュニティ協議会、民協、育成協等組織の弱体化、婦人会の解散
- ・ 小・中学校の統廃合、子どもの居場所づくり、子ども向けイベント実施
- ・ 買い物弱者支援

(イ) 生活・自然環境

- ・ 空家の活用、老朽危険家屋の近隣への損害、旧小学校校舎の廃墟化
- ・ イノシシによる農作物の食害、石垣や道路端の掘り起し被害、タヌキの糞害
- ・ 公共交通不便地域
- ・ 磯焼けによる漁業不振
- ・ 業績の悪化による、飲食店、小売店の廃業

(ウ) 防犯・防災

- ・ 観光客の増加に伴う自転車運転マナーの改善
- ・ 一人暮らし高齢者の災害時の避難行動支援

(エ) 観光・文化産業

- ・ 観光客のマナーが悪い
- ・ 地域イベントが少なく、周知ができていない

ウ 【業務概要】

(ア) 共通業務

a 地域が行う活性化やまちおこし活動の支援

- ・ 『伊王島まちづくり協議会』（地域コミュニティ組織）運営に係る事務局支援
- ・ 伊王島地区有害鳥獣捕獲隊の活動支援

b 地域活動の広報・情報発信

- ・ 伊王島灯台、馬込教会ほか史跡名勝を軸とした特色ある地域づくり及び SNS 情報発信
- ・ ホームページ（伊王島の歩き方）の更新

c 地域や市主催の会議・報告会への出席

- ・ 市が指定する国、県が主催する研修会、会議等への参加
- ・ 毎月10日までに前月の活動報告の実施
- ・ 中間事業報告、年間事業報告の実施
- ・ 活動地域と市役所での活動報告会の実施

(イ) 地区別業務

起業に関わる事項（いずれか）

a 体験型観光の推進

ツーリズム団体の運営サポート

b 特産品開発支援

- ・ 伊王島朝市会の活動支援
- ・ 伊王島加工組合の活動支援
- ・ 伊王島の産品を活用した商品開発
- ・ 販路開拓、新規営業
- ・ マーケティング調査 など

c 伊王島園芸出荷組合支援

- ・ 市有地花壇の耕耘、土壌づくり、花苗の植付け、除草
- ・ 事務手続支援

※（参考）これまでの地域おこし協力隊の活動内容

- ・ インターネットを活用した地域の観光情報の発信
- ・ QRコードを利用した新しい情報提供
- ・ 伊王島地区の緑化
- ・ 地域との交流を目的とした折り紙教室
- ・ 地域活性化イベントの企画・調整・実施・支援
- ・ 地域と観光客をつなぐプラットフォーム事業
- ・ 「伊王島日の出カマス」特産品開発支援
- ・ 長崎ケーブルメディア月刊誌連載
- ・ 南部地域活性事業実行委員会『ナナフェス』開催、『めっちゃ南部』参加

(2) 【野母崎地区】

ア 【目指す姿】

『住民が輝く地域コミュニティ』

(ア) 多世代が交流する場

移住者と既存の住民、特に高齢者が世代を超えて交流し、お互いを支え合うコミュニティを構築します。

(イ) 地域課題を解決する主体

住民が主体的に地域の課題解決に取り組み、行政と連携して地域コミュニティの力を高めていく

『活力ある産業の創出』

(ウ) 特色を活かした産業振興

漁業などの既存の産業を維持・発展させつつ、野母崎ならではの自然や食、文化といった地域資源を活かした新たな産業を創出する。

(エ) 交流人口の拡大

新幹線開業などの外部環境の変化を追い風に、観光客を呼び込み、交流人口を増やすことで地域経済の活性化を目指します。

(オ) 若者・移住者の受け入れ

豊かな自然環境と充実した移住支援を通じて、若者や移住者を積極的に受け入れ、新たな活力と視点を取り込みます。

イ 【地域が抱える課題】

(ア) 人口減少と高齢化

雇用の場の不足などにより、若年層の流出が続き、人口減少に拍車をかけている。また、人口減少と高齢化が相まって、地域コミュニティが希薄化し、集落の維持が難しくなっている。

(イ) 産業の衰退

漁業などの基幹産業が衰退し、雇用の機会が減少しており、耕作放棄地が増加しており、里山の荒廃も進んでいます。

地域経済の低迷は、住民の所得減少にもつながり、生活の困窮につながる可能性もある。

(ウ) 住民生活との調和

観光客の増加に伴う地域住民の暮らしへの影響や、住民向けのサービス（交通、高齢者支援など）の維持も課題となっている。

ウ 【業務概要】

(ア) 共通業務

a 地域が行う活性化やまちおこし活動の支援

- ・ 伊勢エビまつり、水仙まつり、たこ祭り、野母崎地区活性化イベント等の支援
- ・ 地域コミュニティ協議会の活動に係る支援
- ・ 有害鳥獣対策に係る支援

b 地域活動の広報・情報発信

- ・ 野母崎地区のPR（観光、物産、食、イベント、祭、自然など）、マスコミの対応、SNS を活用した情報発信
- ・ 事業承継に関する調査・情報発信

c 地域や市主催の会議・報告会への出席

(イ) 地区別業務

飲食店経営にかかる事業承継または起業

a 研修・OJT

- ・ 現経営者からの直接指導による経営手法、技術、ノウハウを習得
- ・ 事業承継に向けた実務的な準備の遂行

b 経営者による指導・事業支援

- ・ 経営実務（仕入れ、販売、経理等）を通じた多角的な学び
- ・ 現場視点での課題解決・改善提案の実施

※（参考）これまでの地域おこし協力隊の活動内容

- ・ 野母崎地域情報の発信
- ・ 各種地域イベントへの参加・支援
- ・ 「2015 砂浜Tシャツアート展」の開催（企画、運営）
- ・ 「大スキのもざき展」の開催（2016 年 1 月ナガサキピースミュージアム）
- ・ 「樺島灯台ウォーキング」の開催（企画・運営）
- ・ 「有害鳥獣」捕獲・「観光いも掘り園」の開催

4 業務形態、契約期間

(1) 個人への業務委託（※市との雇用関係はありません）

(2) サポート体制

各関係地域センター及び南総合事務所地域福祉課の地域おこし協力隊相談担当者を配置します。

(3) 契約期間

令和8年10月末に契約を締結、令和9年1月31日までを業務の準備期間とし、業務は令和9年2月1日から令和9年3月31日までとなります。

令和8年度以降は、年度ごとに、長崎市地域おこし協力隊員事業業務委託契約の受託者である長崎市地域おこし協力隊員（以下「隊員」という。）が作成する報告書等を基にしながら、業務活動内容・成果の評価を行い、一定の基準に達している場合、契約を締結したうえで、契約期間は最長で令和12年1月31日までとします。

併せて、必要な協議を行いながら、事業の改善を図っていくこととします。

評価項目については「3 業務概要」に記載している項目を主としますが、詳細については、各隊員の活動予定内容を踏まえて決定することとします。

なお、本来の受託業務に支障がない範囲において、営利企業への従事等や定住及び起業にむけた準備活動をすることができます。

5 委託料

(1) 本業務の実施に係る委託料

本業務の実施に係る委託料（活動にかかる経費）は、予算の範囲内（月額275,000円 ※採用が月の途中となった場合は日割り計算）において支払います。

そのほか、市が別途指定する市外での研修等への参加に係る経費分については、別途支払います。

(2) 本業務の準備に係る委託料

本業務の準備に係る委託料として、市内への転居に係る費用（旅費及び引越代）を、予算の範囲内（旅費の上限額：5万円、引越代の上限額：15万円）で、転居後に支払います。ただし、住居等の敷金、礼金は除きます。

6 福利厚生等

- (1) 業務委託契約のため、健康保険及び年金保険料等は隊員の自己負担となります。
- (2) 隊員は自らの活動に伴うリスク・責任に応じて、損害保険、また、車両を使用する場合は、任意の自動車損害賠償保険に隊員個人で加入し、加入後は証書の写しを速やかに市に提出してください。
- (3) 住居や車庫の確保についての情報提供などの支援は行いますが、個人で確保してください。
- (4) 契約終了後も引き続き本市内に定住する意思がある方には、定住支援のための補助金を支給する制度があります。(50 万円以内／年度)
- (5) 1 年以上隊員として活動した後、本市内に定住する意思があり、本市内で起業又は事業承継しようとする場合には、補助金を支給する制度があります。
(ただし契約3年目以降から終了後 1 年以内、100 万円以内 1 回のみ)

7 応募手続

(1) 応募受付期間

令和8年5月18日(月)から令和8年8月31日(月)まで
郵送で受け付けます(8月31日必着)。

提出先は12ページ記載の南総合事務所地域福祉課になります。なお、提出された書類は返却いたしません。

(2) 提出書類

ア 応募用紙(長崎市が指定する様式)

イ 住民票(本人のみ)

ウ 運転免許証の写し(表面、裏面ともに必要。)

(3) 現地視察

応募受付期間中に現地視察を希望される場合は、事前に南総合事務所地域福祉課担当までご連絡ください。ただし、この場合、旅費(交通費、宿泊費等)については全額自己負担となります。

8 選考方法

(1) 第一次選考

書類選考を行い、9月下旬を目途に結果を応募者全員に文書で通知します。

(2) 第二次選考

第一次選考の合格者を対象に、10月中旬に長崎市内で現地視察、地元住民との意見交換会、面接を行います。

第二次選考に係る詳細につきましては、第一次選考結果の通知の際にお知らせします。

第二次選考に係る宿泊費・交通費（鉄道賃又は航空賃）については、予算の範囲内において支払います。ただし、金額については、長崎市の基準に基づいて支出しますので、事前に南総合事務所地域福祉課にご相談ください。

また、第二次選考の面接の前に現地視察、地元住民との意見交換などを予定していますので、スケジュールによっては前日からお越しいただくこととなります。（詳細は第一次選考合格時にお知らせします。）

9 制度についての問合せ・応募書類提出先

〒851-0403

長崎市布巻町 111-1

長崎市 南総合事務所地域福祉課（担当：後藤・竹留・三浦）

T E L : 095-898-7870（直通）

E-mail : minami_chifuku@city.nagasaki.lg.jp

長崎市地域おこし協力隊（野母崎・伊王島地区）応募用紙

年 月 日

長崎市長 様

応募者 氏 名

長崎市地域おこし協力隊の募集要項を承諾の上、次のとおり応募します。

[illegible]

氏名：

活動地区

野母崎地区・伊王島地区

① 応募された動機、併せて、その活動地区を希望する理由についてご記入ください。

② 募集要項「3 課題及び業務概要」に掲げる活動地区の課題を解決するために、どのような活動を行おうと考えていますか。活動地区の課題を踏まえながら、具体的内容をご記入ください。

③ 業務委託契約の期間終了（令和 12 年 1 月 31 日まで ※契約更新の場合）後の考え方（定住も含めて）について教えてください。

④ 募集要項に係る応募条件を確認の上、次の項目に該当するかチェック（☒）をしてください。

- ☐ 長崎市の過疎地域等の活性化に意欲があり、心身ともに健康で、地域住民とともに積極的に活動できますか？
- ☐ 長崎市が行う選考において合格した場合、速やかに活動地区に住民票を移せますか？
- ☐ 普通自動車免許を有していますか？
- ☐ パソコン（ワード、エクセルなど）の一般的な操作、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）による情報発信ができますか？
- ☐ 地域おこし協力隊としての業務委託終了後に長崎市内で起業又は就職し、定住する意思はありますか？
- ☐ 募集要項 2 - （8）に記載の条件は満たしていますか？

※募集を何で知りましたか

☐長崎市ホームページ ☐JOIN ホームページ ☐その他（ ）

募集地区の概要



○伊王島地区

- ・人口 561 人(令和7年 12 月末日現在) 高齢化率 54.4%(令和7年 12 月末日現在)
- ・主な産業: 観光業
- ・主な観光施設等: 伊王島灯台、沖之島天主堂、i+Land nagasaki(アイランドナガサキ)(リゾートホテル)
- ・地区の概要:

伊王島地区は、長崎市の南西約 10 キロメートル(市中心部の港から船で 19 分)、長崎港の沖合に南北に連なる丘陵状の 2 つの島、伊王島と沖之島からなっています。平成 23 年 3 月、伊王島大橋の開通により香焼地区と結ばれ本土となり、海路、陸路(市中心部から車で約 35 分)両方の来島が可能となりました。

昭和 16 年の炭鉱開抗で人口が急増、最盛期の昭和 37 年には人口 7,300 人となりました。島の繁栄を導いた炭鉱が昭和 47 年に閉山し人口が急減しましたが、平成元年からは風光明媚で豊かな自然と人情豊かな優しい風土を活かして、リゾート施設を拡充し、現在は天然温泉も完備したリゾート施設「i+Land nagasaki(アイランドナガサキ)」を中心にリゾートの島として親しまれています。

また、キリシタンの歴史を物語る沖之島天主堂(国登録有形文化財指定)をはじめ、伊王島灯台(明治4年本点灯)など貴重な文化財も点在しています。



○野母崎地区

- ・人口 4,179 人(令和 7 年 12 月末日) 高齢化率 55.4%(令和 7 年 12 月末日現在)
- ・主な産業: 水産業、農業、観光業。水産業が基幹。
- ・主な産物: のもんアジ(ブランド業)、伊勢海老、たこ、びわ、水産加工品(かまぼこ 等)
- ・主な観光施設等: 恐竜博物館、恐竜パーク、水仙の里、軍艦島資料館、夫婦岩、高浜海水浴場、
権現山展望公園、脇岬海岸、樺島灯台公園
- ・地区の概要:

野母崎地区は九州本土最西南端長崎半島(野母半島)の先端部に位置し、五島灘、遠くは東シナ海、橘湾、天草灘など、三方を海に囲まれています。総面積 20.91 平方キロメートル、海岸線の総延長は 39km にも及び風や波が永い年月をかけて作り出した奇岩怪石、また、緑と白とコバルトブルーのコントラストの美しい砂浜など至るところに自然の織りなす美しい景観が見られます。また、良好な漁場、海水浴場など観光レクリエーションの場としても多くの方々に親しまれており、四季折々のイベントを開催しています。

